

岩手県告示第 21 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成 20 年 1 月 15 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 申請のあった年月日 平成 19 年 12 月 26 日
  - (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
    - ア 名称 特定非営利活動法人久慈広域観光協議会
    - イ 代表者の氏名 細田稔男
    - ウ 主たる事務所の所在地 岩手県久慈市中央第 3 地割 38 番地 2
  - (3) 定款に記載された目的 この法人は、岩手県北圏域の観光及び物産の振興に関する事業を行い、観光による地域づくりを推進し、広く公益に貢献することを目的とする。
- 2 (1) 申請のあった年月日 平成 19 年 12 月 28 日
  - (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
    - ア 名称 特定非営利活動法人いわてソーシャルサポートセンター
    - イ 代表者の氏名 酒井明夫
    - ウ 主たる事務所の所在地 岩手県盛岡市本町通一丁目 9-14
  - (3) 定款に記載された目的 この法人は、主に精神障害者及びその家族の自立と社会参加に関わる支援事業と、一般市民及び保健医療従事者を対象とした保健医療福祉に関する啓発事業を行うことにより、岩手県におけるノーマライゼーションの推進に寄与することを目的とする。